

厚岸町規則第28号

厚岸町保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町保健福祉総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町保健福祉総合センター条例施行規則（平成12年厚岸町規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、別表に定める健康増進機器（以下単に「健康増進機器」という。）を使用する場合は、午前8時30分から午後5時15分までとし、火曜日及び木曜日に限り午後9時までとする。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、健康増進機器のみを使用する場合は、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

健康増進機器	
名称	製品番号等
(1) 自転車型運動機器	セノー(株)コードレスバイクV77iBG862M30 コンビ(株)エルゴメータSTB-1200

(2) ランニングマシン	セノー(株)ラボートLXE1200BG2550 セノー(株)ラボートLX2100BG210M25
(3) ステップ式昇降マシン	コンビ(株)エアロクライムα50
(4) ベッド型マッサージ器	(株)大島製作所オスピナレーターR-303WAVE-II
(5) マッサージ椅子	フランスベッド(株)マッサージチェア貴賓席MFD-03
(6) ボディソニック	BODYSONICMC-350L-CD

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。